

海外在留邦人等向けワクチン接種事業（小児接種の追加接種（3回目接種）開始について）

- 9月6日、日本国内で5～11歳に対する新型コロナワクチンの3回目接種が開始されたことに伴い、海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、在留邦人等を対象とした5～11歳の小児接種の3回目接種を10月6日（木）から新たに開始することとなりました（小児用ファイザーのワクチンを使用）。小児に対する1・2回目接種も引き続き実施されます。
- 接種対象は、5～11歳の海外在留邦人等であって、小児用ファイザーのワクチンによる2回目の接種から5か月以上が経過した者が対象となります（1、2回目接種後、3回目の接種前に12歳の誕生日を迎えた場合は、3回目の接種時の年齢に基づき、12歳以上用のワクチンを接種）。詳細は以下の外務省海外安全ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>
- 本事業により接種を希望される場合には、本邦入国時の水際対策措置にも留意しつつ、接種間隔を考慮した上で渡航予定・計画を立ててください。

在キューバ日本国大使館

ホームページ：<https://www.cu.emb-japan.go.jp>

電話：7204-8904/3355/3598/3507/3508